フリーランス保護法の施行を背景としたハラスメント対策に係る体制整備について

2025年10月1日

コスミックビジネス株式会社 代表取締役社長 立邊 英規

当社では、フリーランス保護法で定められた「ハラスメント対策に係る体制整備の義務」に対して、以下の対応方針に基づき、就業環境の整備を図っております。

- 1. ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。 職場におけるハラスメントと同様に、取引の相手方であるフリーランスに対するハラ スメントについても、そのフリーランスの能力の有効な発揮を妨げ、また、当社にとっ ても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。
- 2. 当社は取引の相手方であるフリーランスに対する下記のハラスメント行為を許しません。また、業務委託を発注するために契約交渉中であるフリーランスに対しても、これに類する行為を行ってはなりません。中でも、フリーランスとの契約を担当する者やフリーランスと連携して業務を行う者は特に注意しましょう。

なお、以下のパワーハラスメントについては、行為者とフリーランスとの関係性を個別に記載していませんが、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提となるものです。

「就業規則第47条 従業員は、以下に示すようなハラスメント行為を行ってはならない。」とは、具体的には、次のとおりです。

<セクシュアルハラスメント>

- ① 性的な冗談、からかい、質問
- ② わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ③ その他、他人に不快感を与える性的な言動

<妊娠・出産等に関するハラスメント>

- ④ 妊娠したこと、出産したこと、妊娠又は出産に起因する症状により業務委託 に係る業務を行えないこと若しくは行えなかったこと又は当該業務の能率が 低下したこと(以下「妊娠したこと等」という。)を理由として嫌がらせ等を するもの
- ⑤ 妊娠又は出産に関し特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第13条第1項又は第2項の規定による配慮の申出(以下

「配慮の申出」という。)を阻害するもの

⑥ 配慮の申出をしたこと又は法第 13 条第1項若しくは第2項の規定による配慮を受けたこと(以下「配慮を受けたこと」という。)により嫌がらせ等をするもの

<パワーハラスメント>

- (7) 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと
- ⑧ 私的なことに過度に立ち入ること 「就業規則第○条②他人の人権を侵害したり、業務を妨害したり、退職を強要する行為」とは、例えば、次のとおりです。

<セクシュアルハラスメント>

- ⑨ 性的な噂の流布
- ⑩ 身体への不必要な接触
- ① 性的な言動により、他者の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行 為

<妊娠・出産等に関するハラスメント>

- ② 妊娠したこと等を理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆する もの
- ③ 配慮の申出をしたこと及び配慮を受けたことを理由として契約の解除その他 の不利益な取扱いを示唆するもの

<パワーハラスメント>

- ④ 業務委託契約上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと
- (5) 合理的な理由なく契約内容とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事 を与えないこと

「就業規則第43条3項会社の内外を問わず刑法に触れ、又は社会的に非難されるような不道徳な行為を行わないこと」とは、例えば、次のとおりです。

<セクシュアルハラスメント>

- (6) 交際、性的な関係の強要
- ① 性的な言動に対して拒否等を行ったフリーランスに対する不利益取扱い等 <パワーハラスメント>
 - ⑱ 暴行・傷害等身体的な攻撃を行うこと
 - ・
 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言・執拗な嫌がらせ等精神的な攻撃を行うこと

3. この方針におけるハラスメントの行為者となりうるのは、正社員、派遣社員、パート・ アルバイト等当社において働いている全ての従業員です。

セクシュアルハラスメントについては、当社の従業員のみならず、顧客、取引先の社 員の方等が行為者になり得るものであり、異性に対する行為だけでなく、同性に対する 行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動 であればセクシュアルハラスメントに該当します。

なお、妊娠・出産等に関するハラスメントについては、妊娠・出産等をしたフリーランス及び配慮の申出をするフリーランスに対する言動が該当し得ます。

性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、また、妊娠、出産及び配慮の申出に関する否定的な言動は、妊娠・出産等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあります。

このような言動を行わないよう注意しましょう。また、パワーハラスメントの発生の原因や背景には、フリーランスが取引の構造上弱い立場にあること等を背景として、通常の取引行為から逸脱した言動が行われやすい状況もあると考えられますので、そうした状況を解消していくことが重要です。

相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

- 4. 従業員がハラスメントを行った場合、就業規則第 93 条「懲戒」に当たることとなり、 処分されることがあります。その場合、次の要素を総合的に判断し、就業規則第 94 条 「懲戒の区分」により処分を決定します。
 - ① 行為の具体的態様 (時間・場所・内容・程度)
 - ② 当事者同士の関係(フリーランスに委託する業務上の立場等)
 - ③ 被害者の対応(告訴等)・心情等

5. 相談窓口

業務委託におけるハラスメントの相談は、以下の窓口にご連絡ください。

なお、当社においては、業務委託におけるハラスメントに関する相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じております。また、業務委託におけるハラスメントに関する相談をしたこと等を理由として、契約の解除等の不利益な取扱いをいたしません。相談にあたっては、安心してご連絡ください。

<通報/相談方法>

- ▶ WEB 予約後の電話相談。
- ▶ 24 時間受付(システムメンテナンス時間除く)
 - ※ 予約システムは通信を SSL で暗号化し、データを安全に送受信しています

- ※ 月/水/金・・・・・10:00~21:00 (最終開始時間 20:00)
- ※ 土曜日・・・・・・10:00~17:00 (最終開始時間 16:00)
- ※ 年末年始・夏季休業、祝祭日は除く
- ▶ ご予約頂いた日時に受付相談員から通報相談者にお電話を差し上げます
- ▶ 当日対応時間は30分(最大60分)です。※ 時間が足りない場合は改めて別日程でのご予約にて対応となります。
- ▶ 予約サイト
 - * https://www.adecco.co.jp/client/service/hr-solution/harassment_dial/yoyaku
- 6. 情報提供者はもちろん、事実関係の確認等に協力した方に不利益な取扱いは行いません。
- 7. 当社としては、相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認 できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じま す。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。
- 8. 法第13条では、フリーランスが妊娠、出産若しくは育児又は介護と両立しつつ業務に従事することができるよう、その者の状況に応じた必要な配慮をしなければならないとされており、当社は、フリーランスからの配慮の申出について、配慮を申し出る際の窓口担当者を決めることとします。フリーランスに業務委託を行う部署においては、申出窓口担当者を定めてフリーランスに伝達する等、手続を整備するとともに、妊娠、出産若しくは育児又は介護に否定的な言動が頻繁に行われるといった配慮の申出を行いにくい状況がある場合にはそれを解消するための取組を行うこと等のこうした事情への理解促進に努めましょう。
- 9. 業務委託におけるハラスメント防止研修・講習を実施する際は、積極的に参加してください。管理者におかれては、フリーランスとの契約を担当する者や委託業務に携わる者は特に、この研修を積極的に受講するよう、促すようお願いします。